

# 香川県報



第 41 号

平成 17 年

5月27日(金曜日)

## 目次

### 告 示

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

○生活保護法の規定による指定介護機関の事業所の名称等の変更の届出

（健康福祉総務課）

一

○生活保護法の規定による指定介護機関の事業者の名称等の変更の届出

（長寿社会対策課）

二

○介護保険法の規定による事業者及び施設の指定

（医務国保課）

二

○救急病院又は救急診療所に該当しなくなった旨の告示

（医務国保課）

二

○平成十六年香川県告示第二百九十八号（漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定）の一部改正

（水産課）

三

○道路の区域変更及び供用開始

（道路保全課）

三

○地方税法の規定による特約業者の指定

（税務課）

四

○特定計量器定期検査の実施

（計量検定所）

四

○基本測量の終了の通知

（土木監理課）

四

●香川県告示第三百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の事業者の名称等の変更について次のとおり届出があった。

## 告 示

●香川県告示第三百四十一号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の事業者の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成十七年五月二十七日

香川県知事 真鍋 武 紀

変更年月日	事業所（施設）の名称及び所在地		事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
	変更前	変更後		
平成一四、四、一	綾上町老人介護支援センター 松林荘 綾歌郡綾上町 山田下山王四二四番地	松林荘ケアプランセンター 綾歌郡綾上町 山田下山王四二四番地	社会福祉法人福寿会 綾歌郡綾上町山田下山王四三五番地四	居宅介護支援事業

### ●香川県告示第三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の事業者の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成十七年五月二十七日

香川県知事 真鍋 武 紀

変更年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地		サービスの種類
		変更前	変更後	
平成一五、一一、六	介護老人保健施設八栗の里 木田郡牟礼町牟礼三三九一三	医療法人社団慈愛会 木田郡牟礼町牟礼一一四七一五	医療法人社団慈愛会 木田郡牟礼町牟礼一〇〇六番地	通所リハビリテーション 短期入所療養介護

		三		介護老人保健施設
--	--	---	--	----------

●香川県告示三百四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十七年五月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険事業所番号 三七七一九六四	事業所の名称及び所在地 有限会社萩交通サービス 三豊郡大野原町大字五郷井関二二六番地一	申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 有限会社萩交通サービス 代表取締役 今井保樹 三豊郡大野原町大字五郷井関二二六番地一	指定年月日 平成十七年五月十五日	サービスの種類 訪問介護
----------------------	---	---	---------------------	-----------------

●香川県告示三百四十四号

次の医療機関について、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項各号に該当しなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十七年五月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号 一七一二〇	失効日 平成十七年四月三〇日	医療機関名 医療法人財団博仁会キナシ大林病院	所在地 高松市鬼無町佐藤五四一
---------------	-------------------	---------------------------	--------------------

●香川県告示三百四十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第二条第一項の規定により

告示する。

平成十七年五月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号 一七一四六	認定の有効期間 平成十七年五月一日から平成二〇年四月二十九日まで	医療機関名 医療法人財団博仁会キナシ大林病院	所在地 高松市鬼無町藤井四三五一
---------------	-------------------------------------	---------------------------	---------------------

●香川県告示三百四十六号

平成十六年香川県告示第二百九十八号（漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十七年五月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

小割り式二年魚たい養殖業の表二年魚たい第八六〇加入区の項の次に次のように加える。	二年魚たい第八七一加入区 区第九〇二号漁業権の漁場の区域
小割り式三年魚たい養殖業の表三年魚たい第八六〇加入区の項の次に次のように加える。	三年魚たい第八七一加入区 区第九〇二号漁業権の漁場の区域

●香川県告示三百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年五月二十七日から同年六月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年五月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 志度山川線（三号）

三 道路の区域

区 間		変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
前	さぬき市前山八八八番地先から	一三・〇	四一・〇	一三〇	道路災害復旧工事に伴う現道拡幅
後	さぬき市前山二二三一番地先まで	一三・〇	四七・〇	一三〇	

●香川県告示第三百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年五月二十七日から同年六月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年五月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 三木国分寺線（十二号）
- 三 道路の区域

区 間		変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
前	高松市円座町字永井一〇三六番一 地先から	一二・〇	一七・〇	三五	道路台帳の 補正に伴う 区域の変更
後	高松市円座町字永井一〇五〇番一 地先まで	一三・〇	一七・五	三五	

四 供用開始の期日 平成十七年五月二十七日

公 告

●香川県公告第三百二十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第一項の規定により、次の者を特約業者として指定した。

平成十七年五月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定の年月日
ことでんサービ ス株式会社	真鍋 康彦	1 高松市常磐町一丁目3番	平成十七年五月十日

●香川県公告第三百二十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項第一号から第五号までに該当するものに限る。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成十七年五月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 定期検査の対象となる特定計量器  
非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 二 定期検査を行う区域、期日及び場所
  - 1 検査区域  
仲多度郡・綾歌郡・丸亀市及び坂出市
  - 2 検査期日  
平成十七年七月一日から同年八月三十一日まで
  - 3 検査場所  
当該特定計量器の所在の場所

●香川県公告第三百二十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次の基本測量を平成十七年三月三十一日終了した旨の通知があったので、同条第三項に基づき公示する。

平成十七年五月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類

基本測量（機動連続観測測量）

二 作業期間

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで

三 作業地域

香川県観音寺市

教育委員会規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月二十七日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第十八号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年香川県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一の二十六の項」を「別表第一の三十七の項」に改め、同表ホ中「月額」を「額」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、同表ヘ中「月額」を「額」に改め、同表ト中「公立学校職員の給与に関する条例附則第四項及び第五項の規定による通勤手当に関する規則」を「高速艇に係る通勤手当に関する規則」に、「月額」を「額」に改め、同表チ中「職員の給与に関する条例附則第三項及び第四項の規定による通勤手当に関する規則」を「高速艇に係る通勤手当に関する規則」に、「月額」を「額」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県民ホール規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月二十七日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第十九号

香川県民ホール規則の一部を改正する規則

香川県民ホール規則（昭和六十三年香川県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二舞台照明設備及び器具の項中

調光装置	
大ホール	一式
小ホール	一式

三千九百二十円  
千九百円

調光装置		大ホール	小ホール
カラーチェンジャー	一台	一式	一式
カラーチェンジャー（操作卓）	一式		
リモートコントロールライト	一台		
		三千九百二十	千九百
			五百
			九百四十
			千五百六十

に改め、同表舞台音響設備及び器具の項中

ポータブルミキサ―

円 円 円 円 円

<table border="1"> <tr><td>一台</td><td>千二百二十円</td></tr> </table>	一台	千二百二十円	<table border="1"> <tr><td>ポータブルミキサー(大)</td><td>一台</td><td>二千</td></tr> <tr><td>ポータブルミキサー(小)</td><td>一台</td><td></td></tr> </table>	ポータブルミキサー(大)	一台	二千	ポータブルミキサー(小)	一台		<table border="1"> <tr><td>七百三十円</td></tr> <tr><td>千二百二十円</td></tr> </table>	七百三十円	千二百二十円	<p>に、</p> <table border="1"> <tr><td>はね返りスピーカー</td><td>一台</td><td>千四百五十円</td></tr> </table>	はね返りスピーカー	一台	千四百五十円	<p>を</p> <table border="1"> <tr><td>はね返りスピーカー</td><td>一台</td><td>千四百五十円</td></tr> <tr><td>移動式スピーカー</td><td>一台</td><td>五百円</td></tr> </table>	はね返りスピーカー	一台	千四百五十円	移動式スピーカー	一台	五百円	<p>に、</p> <table border="1"> <tr><td>ワイヤピン型</td><td>ワイヤ</td></tr> </table>	ワイヤピン型	ワイヤ	<p>レスマイクロホン(タイ)</p> <table border="1"> <tr><td>一本</td><td>千六百八十円</td></tr> </table>	一本	千六百八十円	<p>を</p> <table border="1"> <tr><td>ワイヤレスマイクロホン(ピン型)</td><td>ワイヤレスマイクロホン</td></tr> <tr><td>イコライザー</td><td></td></tr> <tr><td>エフェクター</td><td></td></tr> </table>	ワイヤレスマイクロホン(ピン型)	ワイヤレスマイクロホン	イコライザー		エフェクター		<table border="1"> <tr><td>一本</td><td>千六百八十円</td></tr> <tr><td>一台</td><td>千円</td></tr> <tr><td>一台</td><td>千円</td></tr> </table>	一本	千六百八十円	一台	千円	一台	千円	<p>に改め、同表その他の附属設備及び器具の項</p>	<p>中</p> <table border="1"> <tr><td>スライドプロジェクター</td><td>一台</td><td>千二百三十円</td></tr> <tr><td>プロジェクター</td><td>一台</td><td>千二百三十円</td></tr> <tr><td>ロジエクター</td><td>一台</td><td>六千円</td></tr> </table>	スライドプロジェクター	一台	千二百三十円	プロジェクター	一台	千二百三十円	ロジエクター	一台	六千円	<p>を</p> <table border="1"> <tr><td>スライドビデオ</td><td>スライド</td></tr> </table>	スライドビデオ	スライド
一台	千二百二十円																																																								
ポータブルミキサー(大)	一台	二千																																																							
ポータブルミキサー(小)	一台																																																								
七百三十円																																																									
千二百二十円																																																									
はね返りスピーカー	一台	千四百五十円																																																							
はね返りスピーカー	一台	千四百五十円																																																							
移動式スピーカー	一台	五百円																																																							
ワイヤピン型	ワイヤ																																																								
一本	千六百八十円																																																								
ワイヤレスマイクロホン(ピン型)	ワイヤレスマイクロホン																																																								
イコライザー																																																									
エフェクター																																																									
一本	千六百八十円																																																								
一台	千円																																																								
一台	千円																																																								
スライドプロジェクター	一台	千二百三十円																																																							
プロジェクター	一台	千二百三十円																																																							
ロジエクター	一台	六千円																																																							
スライドビデオ	スライド																																																								

附 則  
この規則は、平成十七年六月一日から施行する。

平成十七年五月二十七日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています